千代田区交通バリアフリー 交通安全特定事業計画 〔秋葉原エリア〕

平成17年12月

東京都公安委員会

千代田区交通バリアフリー基本構想における 「秋葉原エリア重点整備地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また千代田区交通バリアフリー基本構想に即して、秋葉原エリア重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

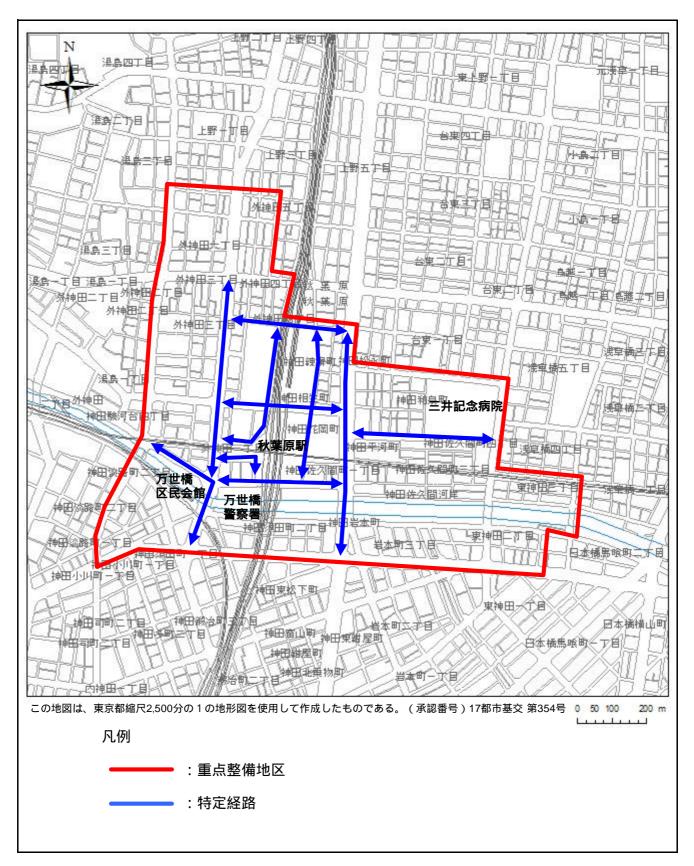
記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(位置図参照)

特定経路			道路区間				
	特定旅客 施設名	連絡する 施設名	路線名	通称道路名	区間		
(1)	JR秋葉原駅	駅周辺	国道4号	昭和通り	靖国通り	~区境	
(2)	JR秋葉原駅	駅周辺	区道708号線		神田佐久間町	~神田練塀町	
(3)	JR秋葉原駅	駅周辺	区道711号線	駅前広場	中央通り	~神田相生町 地先	
(4)	JR秋葉原駅	駅周辺	都道437号線	中央通り	万世橋	~蔵前橋通り	
(5)	JR秋葉原駅	万世橋 区民会館	国道17号	中央通り	靖国通り	~昌平橋	
(6)	JR秋葉原駅	万世橋 警察署	区道715号線		中央通り	~昭和通り	
(6)			区道712号線		中央通り	~秋葉原駅南	
(7)	JR秋葉原駅	駅周辺	区道698号線		中央通り	~昭和通り	
(8)	JR秋葉原駅	三井記念 病院	区道758号線	佐久間学校通り	昭和通り	~和泉公園前	
(9)	JR秋葉原駅	駅周辺	千台4号線 区道694号線		昭和通り	~ 中央通り	

位 置 図

区市町村名	千代田区
重点整備地区名	秋葉原エリア



2 道路区間毎の交通安全特定事業計画

前号の道路区間毎に実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間は以下のとおりである。

国道4号 〔靖国通り ~ 区境〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成18~22年度〕
区道708号線 〔神田佐久間町 ~ 神田練塀町〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成18~22年度〕
区道711号線 〔中央通り ~ 神田相生町地先〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成18~22年度〕
都道437号線 〔万世橋 ~ 蔵前橋通り〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成18~22年度〕 ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置〔平成18~19年度〕 道路管理者による歩道化予定箇所は除く
国道17号 〔靖国通り ~ 昌平橋〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成18~22年度〕
区道715号線 〔中央通り ~ 昭和通り〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成17~22年度〕
区道712号線 〔中央通り ~ 秋葉原駅南〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成17~22年度〕
区道698号線 〔中央通り ~ 昭和通り〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成18~22年度〕 ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置〔平成18~19年度〕 道路管理者による歩道化予定箇所は除く
区道758号線 〔昭和通り ~ 和泉公園前〕 ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)〔平成17~22年度〕
千台4号線、区道694号線 [昭和通り ~ 中央通り] ・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)[平成18~22年度] ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置[平成18~19年度] 道路管理者による歩道化予定箇所は除く

3 全道路区間共通で行う交通安全特定事業計画

全道路区間で共通して、実施すべき交通安全特定事業の内容は以下のとおりである。

- (1) 実施内容
 - ア 道路標識及び道路標示の設置に関する事業
 - (ア) 道路標識については、更なる視認性向上を図るため、超高輝度化等を実施 道路標識の高輝度化については既に対応済
 - (イ) 道路標示については、適切な補修・高輝度化を実施
 - イ 違法駐車行為の防止のための事業
 - (ア) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りの実施
 - (イ) 千代田区による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施
 - (ウ) 千代田区と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動の実施
- (2) 実施予定期間

継続的に実施

- 4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 関係機関との連携の強化 交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行 うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。
 - (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保 交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制等について、交通流の整序化等が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な見直しを実施する。
 - (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項 違法駐車の取締り等に加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携し て、重点的かつ計画的に実施する。